

島原地域広域市町村圏組合公金管理委員会要綱

平成16年9月15日告示第4号

改正 平成19年3月28日告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市公金管理に関する基本方針の規定を準用することに基づき、島原地域広域市町村圏組合公金管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 金融機関の経営状況把握に関すること。
- (2) 歳計現金・歳入歳出外現金及び各種基金の管理に関すること。
- (3) 歳計現金・歳入歳出外現金及び各種基金の預金以外の運用に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公金の管理に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会計管理者をもって充てる。

3 委員は、事務局長、消防長、総務課長、電算課長、介護保険課長、消防本部総務課長、会計課長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会務を総理する。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を会計課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日告示第2号）

1 この要綱は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の規定に

よる改正後の地方自治法第168条第1項に規定する会計管理者の設置の日から施行する。